

公益社団法人青少年育成支援大和の心 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人青少年育成支援大和の心と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

(従たる事務所)

第3条 当法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

2 これを変更又は廃止する場合も理事会の決議による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、児童及び青少年に対する教育の支援及び実施、児童及び青少年を取り巻く環境の改善及び整備、社会人に対する生涯学習の啓蒙及び社会教育の実施、国際交流協力支援並びに日本の伝統的な文化及び芸術の啓蒙等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉に寄与する活動をすることを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童及び青少年に対する教育に関する調査、研究及び意見表明。
- (2) 食物の生産過程を学習する体験会及び食や食環境に関する講演会等の開催。
- (3) 子ども食堂の運営と慈善寄付。
- (4) 子育てに関するフォーラムの開催。
- (5) 日本の伝統武道と伝統芸能に関する講演会・セミナー・シンポジウム・公演・体験イベント等の開催。
- (6) 自家農園の運営。
- (7) 各種物品の販売。
- (8) 書籍、雑誌の出版、販売。
- (9) 収益を目的とする講演会、シンポジウム、コンサート、芸術公演等の開催。
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 社員及び会員

(社員及び会員)

第6条 当法人における社員とは、当法人の事業の趣旨に賛同して入会した個人又は団体をいう。

2 当法人に次の会員を置く。

- (1) 賛助会員 当法人の事業の趣旨に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体
- (2) 顧問 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (3) 学生会員 中学校、高等学校、大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって、当法人の目的に関心のある者

3 第1項に定める社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の社員及び会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 社員、賛助会員及び学生会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 社員及び会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員及び会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員及び会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員及び会員を除名したときは、当該社員及び会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員及び会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員及び会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない社員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で（電磁的方法により）、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事、1名を会計理事とする。専務理事及び常務理事、会計理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、非業務執行理事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、3か月に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項又は第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

(2) 別表記載の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額(半額以上。ただし、寄附者の意思により用途が特定されている場合には、それに従う。)を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規則によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第41条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の観覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 基金

（基金の拠出）

第46条 当法人は社員又は第三者に対し、一般社団法人第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする

（基金の募集）

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては理事会においてが決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第48条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続き）

第49条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議に従って行う。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 設立時の社員の氏名又は名称及び住所
当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神奈川県川崎市高津区明津101
加藤 令子

神奈川県横浜市旭区左近山448-4 8-13-401
佐藤 直樹

神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町185-1 クレアル三ツ境105
國田 房子

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1075
河合 眞由美

神奈川県川崎市宮前区有馬7-5-22-302
林 るみ子

東京都大田区東雪谷2-9-7
青木 薫

神奈川県横浜市青葉区しらとり台33-1 B-203
平田 純子

東京都豊島区高松3-10-7-203
平井 百合子

2 変更後の定款は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。

平成27年	5月12日	作成
平成27年	5月25日	施行
平成29年	3月23日	変更
平成29年	3月23日	施行
平成29年	4月1日	変更
平成29年	4月1日	施行
令和2年	8月8日	変更
令和2年	8月8日	施行
令和2年	9月2日	変更
令和2年	9月17日	施行
令和2年	12月1日	施行
令和3年	1月11日	変更
令和3年	1月30日	施行
令和4年	2月18日	変更
令和4年	2月18日	施行